

「ご存じですか？」の手当

【特別児童扶養手当】

20歳未満で身体や知的または精神に中程度の障害もしくは長期にわたる安静を必要とする症状にあたる児童を監護している方に支給する手当です。

●**対象者**／右記記載の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育し、主として対象児童の生計を維持している方

●**手当支給月額(令和5年4月分)**

- ・1級／5万3700円
- ・2級／3万5760円

●**支給月**／4月、8月、12月

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①児童が日本国内に住んでいないとき
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき
- ③児童が児童福祉施設などに入所しているとき

【特別障害者手当】

20歳以上で、身体や知的または精神に著しく重度の障害がある状態のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方に支給します。

●**手当支給月額(令和5年4月分)**

／2万7980円

●**支給月**／2月、5月、8月、11月

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①施設に入所しているとき(シヨートステイは除く)
- ②病院に3カ月以上入院しているとき

【障害児福祉手当】

20歳未満で、身体や知的または精神に重度の障害がある状態のために、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の児童に支給します。

●**手当支給月額(令和5年4月分)**

／1万5220円

●**支給月**／2月、5月、8月、11月

※次の場合は手当を受けることができません。

- ①施設に入所しているとき(シヨートステイは除く)
- ②児童が障害を支給事由とする公的年金を受けることができるとき

【手当を受けるには】

手当を受けるには申請が必要です。またいずれの手当も、所得による支給制限があります。詳しくはやすらぎ福祉課までお問い合わせください。

【既にこれらの手当を受けている場合】

手当に応じて、さまざまな届け出をする義務があります。「障害程度に変更があった」「住所、氏名を変更した」「振込口座を変更したい」「所得の高い扶養義務者と同居または別居するようになった」などの場合は届け出てください。

届け出が遅れたり届け出をしなかったりしたときは、支給されなくなる場合や支給が遅れる場合、手当を返還していただく場合があります。必ず忘れずに届け出てください。

【問やすらぎ福祉課(金屋庁舎)】

手話講習会受講者募集

多くの方に手話の楽しさを知って親しんでいただけるように、今年度も手話講習会を行います。手から生まれることば「手話」を楽しく学びませんか。手話を通じてコミュニケーションの世界を広げましょう。

【問やすらぎ福祉課(金屋庁舎)】

手話講習会日程など(全23回を予定)

	講習日時	講習初日	場所
初心者クラス 基礎からきっちり 学びたい方	毎月 第1・第3水曜日 14時～15時30分	4月26日	金屋庁舎2階 大会議室
ステップアップクラス レベルアップしたい方	毎月 第1・第3金曜日 19時～20時30分	4月28日	金屋庁舎2階 大会議室
こどもクラス 小学3年生～中学3年生で 手話に関心のある方			金屋庁舎2階 小会議室

●申込締め切り日／4月19日(水) ※以降でも随時参加いただけます。
※講習日程は締め切り後に改めてご連絡します。